

報告事項才

令和6年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染者等
への対応について

令和6年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染者等への対応
について、別紙のとおり報告します。

令和5年12月27日

鳥取県教育委員会教育長 足羽 英樹

令和6年度鳥取県立高等学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染者等への対応について

令和5年12月27日
高等学校課

1 基本的な考え方

令和6年度鳥取県立高等学校入学者選抜は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して初めての県立高等学校入学者選抜となることから、新型コロナウイルス感染者、インフルエンザ感染者、発熱者等（以下「新型コロナウイルス感染者等」という。）への対応は、コロナ前の形で実施することを基本とする。

2 検査機会の確保

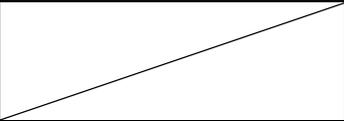
- (1) 特色入学者選抜検査日 令和6年2月1日（木）
- (2) 一般入学者選抜検査日 令和6年3月5日（火）～6日（水）
- (3) 一般入学者選抜追検査日 令和6年3月11日（月）
- (4) 再募集入学者選抜検査日 令和6年3月25日（月）

3 新型コロナウイルス感染者等への対応

(1) 特色入学者選抜について

基本的に一般入学者選抜の対応に準ずることとするが、検査当日、受検できない者について、令和6年2月6日（火）までに受検できる場合は、別日程で受検できることとする。

(2) 一般入学者選抜について

受検者	一般入学者選抜	追検査
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス陽性 ・インフルエンザ陽性 ・発熱等体調不良 	受検者が受検できると判断すれば、別室での受検可	 受検可（別室含む）
	受検者が受検できないと判断すれば受検不可	

4 新型コロナウイルス感染者等が欠席する場合の対応

(1) 欠席連絡および受検欠席届

	対応
欠席連絡	受検者 → 中学校長 → 志願先高等学校長 → 高等学校課
受検欠席届（様式第32号）	本人 → 中学校長 → 志願先高等学校長

(2) 追検査手続き等

	対応
一般入学者選抜追検査受検願書（様式第33号）	本人 → 中学校長 → 志願先高等学校長
欠席理由を証明する医師の診断書等※	必要とする。

※ 医療機関を受診した際の領収証や診療明細書、薬袋（全て写し可）など「医療機関を受診したことがわかる書類」についても可とし、令和6年3月6日（水）午後4時までの提出が難しい場合、中学校長は志願先高等学校長を通じて高等学校課に相談する。

(3) その他

- ① 中学校長は、特色入学者選抜においては1月27日（土）以降、一般入学者選抜においては2月29日（木）以降に、新型コロナウイルス、インフルエンザを発症した受検者を把握した場合、速やかに志願先高等学校長に連絡をすることとする。
- ② 中学校長から①の連絡を受けた志願先高等学校長は速やかに高等学校課に連絡をするとともに、別室での対応を検討するものとする。
- ③ 新型コロナウイルス感染者等が複数の場合には、十分な距離をとったうえで、同室での受検を可とする。
- ④ 高等学校課の連絡先（夜間、休日等含む）は、令和6年1月中に案内することとする。

5 マスクの着用について

- (1) マスクの着用は、受検者、監督者等を含め、個人の判断に委ねることとする。ただし、受検者が検査当日に新型コロナウイルス感染者等で、本検査の受検を希望する場合は別室受検とし、別室においては、原則、受検者、監督者等はマスクを着用する。
- (2) 別室受検及び追検査における別室受検者が事情によりマスクの着用ができない場合、中学校長を通じて、志願先高等学校へその旨を連絡すること。

6 受検者の体調確認について

検査当日の受検者の発熱等の体調の確認については、朝の集合時等に受検者の申し出により確認する。

- (1) 検査開始前に体調不良等の申し出のあった受検者については、あらかじめ準備した別室での受検か、追検査での受検かについて、受検者に確認して対応する。
- (2) 検査開始後に体調不良等の申し出のあった受検者については、あらかじめ準備した別室で受検させる。(1教科でも受検していれば追検査は不可)
- (3) 検査会場では受検者への配慮のため、非接触型体温計等での検温は行わない。

7 換気について

検査室においては、1教科終了ごとに5分程度窓や教室のドアの開放などの換気を行う。

8 合格発表について

一般入試においては、各高等学校において、生徒が密集しないよう工夫した上で実施することとする。

9 基本的な感染対策について

以下については、各高等学校が平素より行っている対応、あるいはコロナ前の実施状況で差し支えない。

- (1) 消毒について(速乾性アルコール製剤の配置等)
- (2) 集合会場への入退場について(受検者同士の間隔、複数の出入り口、混雑を避ける工夫等)
- (3) 学力(作文)検査室について(1室の受検者数等)
- (4) 解答用紙の回収について(受検者を着座させたままとするか等)
- (5) 面接検査室、プレゼンテーション検査室について(受検者同士、面接官との距離等)
- (6) 実技検査について(検査前の検温、受検者及び職員の距離等)
- (7) トイレについて(利用後の手洗いなどを促す案内、トイレ内の換気等)
- (8) 検査終了後について(一斉退室、退室の順、一定間隔をあけての退室等)
- (9) 中学校関係者控室について(控室での感染対策)

10 その他

- (1) 入学者選抜等の日程変更等を決定した際は、県教育委員会より、各県立高等学校及び各市町村教育委員会へ連絡を行い、変更後の日程、検査方法等について通知を行う。
- (2) 県立高等学校における検査前の休業等については、現段階では実施しない。新たに必要が生じた場合には、別途通知を行う。